

川崎市子ども・若者ビジョン
アクションプラン・重点アクションプラン

平成28年度進捗状況評価シート

平成29年9月

川崎市子ども・若者ビジョン アクションプラン 平成28年度 進捗状況評価シート

【基本的な方向性 I】 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる								
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度 評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課	
【達成度】 ほぼ目標どおり	1. 子ども・若者の居場所づくりと多世代が交流しながら互いに支え合えるしくみづくり	①こども文化センター運営事業	●こども文化センターにおける子ども・若者の健全育成事業の実施（延べ利用人数1,884,000人以上） ●こども文化センターの今後のあり方等の検討 ●新小杉こども文化センターの整備 ●多世代との交流促進に向けたいこいの家との連携モデル事業の拡大及び検証（全6か所） ●地域コミュニティ形成のための拠点準備に向けた検討 ●職員の実務研修の実施 ●計画的な改修工事の実施	◎「こども文化センター（58館）」における子ども・若者への健全育成事業を実施した。（延べ利用人数 1,914,290人） ◎こども文化センターの今後のあり方等を検討した。 ◎代替的機能としての「小杉地区子ども・子育て支援事業」を実施した。（H28.6から） ◎「小杉地区子ども・子育て支援事業」の実施場所の移転に向けた検討を行った。 ◎多世代との交流促進に向けたいこいの家との連携モデル事業の実施し（全6か所）、「平成27年度事業報告書」を作成した。 ◎外部懇談会における意見聴取を実施した。（2回開催） ◎「放課後子ども総合総合プラン職員資質向上研修」を実施した。 ◎梶ヶ谷こども文化センターの屋上防水・外壁塗装工事等の改修工事を実施した。	3	●こども文化センターにおける子ども・若者の健全育成事業の実施（延べ利用人数1,884,000人以上） ●こども文化センターの今後のあり方等の検討 ●新小杉こども文化センターの整備 ●多世代との交流促進に向けたいこいの家との連携モデル事業の拡大及び検証（全13か所） ●地域コミュニティ形成のための拠点準備に向けた検討 ●職員の実務研修の実施 ●計画的な改修工事の実施	◎引き続き、こども文化センターの運営事業を推進するとともに、多世代の交流促進を進める。 ◎引き続き、今後の運営のあり方や、地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討を進める。 ◎H32年度の開設予定に向けて「新小杉こども文化センター」の整備を進める。 ◎職員の資質向上に向けた実務研修等の実施する。 ◎引き続き、円滑な運営を踏まえた計画的な改修工事を実施する。	こども未来局 青少年支援室
		②いこいの家の運営	●指定管理者によるいこいの家の運営 ●こども文化センターとの連携モデル事業の拡大及び検証（全6か所） ●地域コミュニティ形成のための拠点準備に向けた検討	◎指定管理者により、いこいの家を運営し、高齢者に対し健全ないこいの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図った。 ◎多世代との交流促進に向けたいこいの家との連携モデル事業の実施し（全6か所）、「平成27年度事業報告書」を作成した。 ◎外部懇談会における意見聴取を実施した。（2回開催）	3	●指定管理者によるいこいの家の運営 ●こども文化センターとの連携モデル事業の拡大及び検証（全13か所） ●地域コミュニティ形成のための拠点準備に向けた検討	◎地域包括ケアシステムの推進を目指し、多世代交流を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりの場や青少年健全育成の場ともなる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討を進める。	健康福祉局 高齢者在宅サービス課
		③わくわくプラザ事業	●わくわくプラザ事業の実施 ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施（利用人数141,000人以上） ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討 ●プラザ室の計画的な維持・補修の実施 ●職員の実務研修の実施	◎「わくわくプラザ事業（113か所）」において放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に実施した。（登録率：48.1%） ◎18時から19時までの「子育て支援わくわくプラザ事業」を実施した。（利用人数：2,072,033人） ◎わくわくプラザ事業の今後のあり方等を検討した。 ◎「放課後子ども総合総合プラン職員資質向上研修」を実施した。（全20回開催） ◎学校改修に伴う菅生小学校わくわくプラザの新設工事等の改修工事を実施した。	3	●わくわくプラザ事業の実施 ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施（利用人数：141,000人以上） ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討 ●プラザ室の計画的な維持・補修の実施 ●職員の実務研修の実施	◎引き続き、こども文化センターの運営と連携した円滑な事業実施を進める。 ◎基準条例の制定や国の制度改正等の動向を踏まえながら、引き続き、今後の運営のあり方の検討を進める。 ◎職員の資質向上に向けた実務研修等の実施する。 ◎引き続き、学校の状況や円滑な事業実施を踏まえた計画的な改修工事を実施する。	こども未来局 青少年支援室
		④地域の寺子屋事業	●事業の本格実施と地域の実情に応じて柔軟に拡充（35か所程度） ●地域の寺子屋推進フォーラム等の開催	◎地域の実情に応じて取組を進めた結果、30か所へと寺子屋を拡充し、また29年度以降の新たな開講に向けて準備を進めた。 ◎生涯学習財団と連携して年4回の寺子屋先生養成講座を開催し、121人の受講があった。 ◎教育文化会館・各市民館と連携して各区で寺子屋コーディネーター養成講座を開催して58人の受講があり、新たな寺子屋の立ち上げにつなげた。 ◎12月23日に地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、約130人の参加者があった	3	●地域の実情に応じて柔軟に拡充（56か所程度） ●地域の寺子屋推進フォーラム等の開催	◎地域の教育力向上に向けて、大きな意味のある事業であることから、更に多くの地域に寺子屋を開講することができるよう、引き続き事業を推進していく。	教育委員会事務局 生涯学習推進課

【基本的な方向性 I】 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる								
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課	
	⑤青少年教育施設の管理運営事業	●八ヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動・野外観察等の実施（利用人数：99,200人以上） ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動の実施（利用人数：29,600人以上） ●子ども夢パークにおける子ども・若者を対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の実施（利用人数：92,000人以上） ●青少年の家における団体宿泊研修の実施（利用人数：41,000人以上） ●計画的な改修工事の実施	◎八ヶ岳少年自然の家において、団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動・野外観察等を実施した。（利用人数：95,259人） ◎黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然観察活動を実施した。（利用人数：30,469人） ◎子ども夢パークにおいて、子ども・若者を対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等を実施した。（利用人数：88,544人） ◎青少年の家において、団体宿泊研修を実施した。（利用人数：33,842人） ◎八ヶ岳少年自然の家屋根改修工事等の改修工事を実施した。	3	●八ヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動・野外観察等の実施（利用人数：99,200人以上） ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動の実施（利用人数：29,800人以上） ●子ども夢パークにおける子ども・若者を対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の実施（利用人数：92,000人以上） ●青少年の家における団体宿泊研修の実施（利用人数：41,000人以上） ●計画的な改修工事の実施	◎引き続き、自主性、協調性を育むなど、心身ともに健全な青少年の育成を図るよう事業を推進していく。	子ども未来局 青少年支援室	
	⑥地域における子育て支援の推進	●ふれあい子育てサポート事業の利用促進に向けた取組の実施（子育てヘルパー会員平均登録数：全790人以上）	◎子育てヘルパー会員を希望する方への研修とともに、既に子育てヘルパーとして活動している方へ救急救命講習を行い、安全・安心な活動を支援した。（登録者数：775人）	3	●運営団体と連携した地域に向けた細やかな広報 ●事業の充実に向けた内容の検討	◎検討結果を踏まえた「ふれあい子育てサポート事業」を推進する。	子ども未来局 企画課	
【達成度】 ほぼ目標どおり	2. 多様な主体が連携した、子ども・若者が安全で安心して過ごせる社会環境づくり	①青少年活動推進事業	●地域巡回パトロールなどの青少年指導員活動への支援（巡回回数：月2回以上） ●青少年指導員制度充実に向けた検討結果に基づく取組の推進	◎青少年指導員の体験活動や声掛けパトロール等の活動に対して支援を行った（各区月平均2回以上のパトロール実施）。 ◎青少年指導員の研修の充実及びNPOと連携した動画制作等、積極的な広報による周知を行った。	3	●声掛けパトロール等の青少年指導員活動への支援 ●子ども会等の青少年関係団体が実施する青少年育成指導者養成や青少年活動等への支援	◎青少年指導員の活動を通して、地域人材のノウハウを活用した安全・安心な社会環境づくりを促進する。	子ども未来局 青少年支援室
		②青少年啓発活動事業	●こども110番事業など、子ども・若者の育成環境づくりに向けた取り組みの推進	◎各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援したほか、7月・11月に社会環境健全化キャンペーンを実施する等、子ども・若者の健全な育成環境づくりに向けた取組を推進した。	3	●こども110番事業等の実施による、子ども・若者の健全育成にふさわしい環境づくりと市民意識の醸成	◎多様な主体が連携して地域を見守ることにより、安全・安心な社会環境づくりを促進する。	子ども未来局 青少年支援室
		③民生委員児童委員活動育成等事業	●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援	◎「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正し、また、34地区の分割・増員を実施した。（前回の一斉改選から38人増加）（本市の世帯数の増加に伴い、充足率は87.8%） ◎民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を実施した。	4	●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援	◎欠員地区の詳細な分析に基づき、社会福祉協議会や町内会・自治会との更なる連携及び新たな担い手への働きかけ等により、民生委員児童委員の充足に努めていく。	健康福祉局 地域福祉課
		④防犯対策事業	●防犯カメラの設置補助制度の創設の検討及び実施 ●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業による防犯灯交換工事の実施	◎防犯カメラ設置補助制度及びガイドラインを制定し、28団体に対し補助を決定した。 ◎平成29年4月からの市への移管に向けて、市内全域の防犯灯の調査を行うとともに、交換工事の対象となる約5万灯についてLED化工事を実施した。	3	●防犯カメラ設置補助の実施 ●ESCO事業による防犯灯の維持管理の実施	◎引き続き、防犯カメラ設置補助やESCO事業による防犯灯の維持管理及び新規設置事業等を継続し、安全・安心なまちづくりを進めていく。	市民文化局 地域安全推進課
		⑤交通安全推進事業	●幼児・小・中。高校生等を対象とした交通安全教室の実施（開催回数：490回以上） ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進（設置回数：「路面表示」50件以上 「電柱巻付表示」850件以上）	◎幼児・小・中・高校生等を対象とした交通安全教室を実施した。（開催回数：475回） ◎児童生徒の登下校時の安全確保のため、スクールゾーン対策を推進した。（設置回数：「路面表示」50件 「電柱巻付表示」822件）	3	●幼児・小・中。高校生等を対象とした交通安全教室の実施（開催回数：490回以上） ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進（設置回数：「路面表示」50件以上 「電柱巻付表示」750件以上）	◎今後も、交通安全意識を低年齢のうちから培うことを目的として、幼児・児童を対象に、交通安全教室実施するとともに、車両の運転者に対しては、注意喚起の啓発を取組んでいく。	市民文化局 地域安全推進課

【基本的な方向性 I】 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度 評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑥学校安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールガード・リーダーの継続配置（20名） ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ●学校防災教育推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進（推進校：累計全179校） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎スクールガード・リーダーについて、20名配置を行った。 ◎踏切等の危険か所について、地域交通安全員を適正に配置した。 ◎通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進した。 ◎学校防災教育推進校について、41校で実施した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールガード・リーダーの継続配置（20名） ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ●これまでの先導的な研究の成果を活かした防災教育の推進 	◎通学路における交通危険箇所への対応の社会的なニーズや、熊本での震災を受けて、防災教育の必要性も高いことから、事業を着実に推進していく必要がある。	教育委員会事務局 健康教育課
	⑦魅力的な公園整備事業	●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置	◎2箇所の公園にカメラを7基試行設置し、運用を開始した。	3	●試行設置を踏まえて、効果を検証し事業推進	◎試行設置の検証に基づき事業を推進する。	建設緑政局 みどりの保全整備課
	⑧商店街課題対応事業(防犯カメラ補助)	●防犯カメラ等の設置を補助する安全安心事業の実施（実施数：全37商店街以上）	◎防犯カメラ等の設置を補助する安全安心事業を実施した。（実施数：全39商店街）	2	●防犯カメラ等の設置を補助する安全安心事業の実施（実施数：全40商店街以上）	◎継続して事業を実施する。	経済労働局 商業振興課

【基本的な方向性 I】 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる								
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度 評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課	
【達成度】 ほぼ目標どおり	3. 家庭・学校・地域・行政が連携した子ども・若者への取組の充実	①地域等による学校運営への参加促進事業	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援による、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む先導的な学校運営の実践（10校） ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催、取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布による先導的な実践成果の普及・啓発	◎家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進した。 ◎学校運営協議会については、10校で実施した。 ◎コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催、取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布により、先導的な実践成果の普及・啓発を行った。	3	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援による、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む先導的な学校運営の実践（10校） ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催、取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布による先導的な実践成果の普及・啓発	◎地域等による学校運営への参加については、引き続き促進していく。あわせて国の動向も見据えながら、本市にあった学校運営協議会制度の在り方を研究し、コミュニティ・スクールの充実を図る。	教育委員会事務局 教育改革推進担当
		②地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	●「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ●各学校が自らの教育活動について、目標を設定し、達成状況や取組等について評価することにより学校の改善を図る学校評価の推進	◎自己評価及び学校関係者評価をすべての市立学校において実施した。 ◎ボランティアコーディネーターを141校に配置した。	3	●「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ●各学校が自らの教育活動について、目標を設定し、達成状況や取組等について評価することにより学校の改善を図る学校評価の推進	◎引き続き地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していく。	教育委員会事務局 教育改革推進担当・指導課
		③区における教育支援推進事業	●学校間及び学校と地域の連携強化や、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化によるこども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組推進	◎学校間及び学校と地域の連携強化や、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化によるこどもへの支援を推進した。 ◎「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録や学校への紹介等の取組を推進した。	3	●学校間及び学校と地域の連携強化や、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化によるこども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組推進	◎複雑化・多様化するニーズに対応するため、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進していく。	教育委員会事務局 教育改革推進担当
		④地域における教育活動の推進事業	●各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ●地域教育会議交流会の開催	◎地域教育会議の活性化に向けた研修会実施のため、6回の作業部会で検討を進めた。 ◎地域教育会議交流会を開催し、91名の参加があった。	3	●各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ●地域教育会議交流会の開催	◎地域教育会議や子ども会議のさらなる活性化に向けた取組を進める。	教育委員会事務局 生涯学習推進課
		⑤家庭教育支援事業	●市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援（開催校：151校以上） ●企業等との連携による家庭教育事業の実施	◎PTAによる家庭教育学級を161校で開催した。 ◎「家庭教育推進連絡会」として、全市と各区で1回実施した。 ◎家庭教育事業を2回実施した。	3	●市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援（開催校：151校以上） ●企業等との連携による家庭教育事業の実施	◎引き続き、地域や家庭における「教育力」の向上に向けた事業に取り組んでいく。	教育委員会事務局 生涯学習推進課
		⑥地域の寺子屋事業(再掲)(寺子屋先生等養成講座実施)	●寺子屋先生養成講座の実施（養成人数：60人以上） ●寺子屋コーディネーターの養成（養成数：70人以上）	◎地域の実情に応じて取組を進めた結果、30か所へと寺子屋を拡充し、また29年度以降の新たな開講に向けて準備を進めた。 ◎生涯学習財団と連携して年4回の寺子屋先生養成講座を開催し、121人の受講があった。 ◎教育文化会館・各市民館と連携して各区で寺子屋コーディネーター養成講座を開催して58人の受講があり、新たな寺子屋の立ち上げにつなげた。 ◎12月23日に地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、約130人の参加者があった。	3	●寺子屋先生養成講座の実施（養成人数：60人以上） ●寺子屋コーディネーターの養成（養成数：70人以上）	◎地域の教育力向上に向けて、大きな意味のある事業であることから、更に多くの地域に寺子屋を開講することができるよう、引き続き事業を推進していく。	教育委員会事務局 生涯学習推進課

【基本的な方向性 I】 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度 評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑦公立保育所運営事業(地域の子ども子育て支援の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子ども・子育て支援の推進 ●民間保育園への支援・連携の推進 ●公民保育所の人材育成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎園庭開放の実施とともに、体験保育や食育などの子育て講座を実施し、子育ての不安等の解消につなげた。 ◎民間保育園への訪問支援とともに、公立保育所での公開保育により、民間保育園の運営支援を実施した。 ◎これからの地域子育て支援、発達相談に関する研修を実施した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●事業を充実するための職員向け研修や連絡会による意見交換会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域に向けて事業の広報を細やかに行っていく。 ◎研修内容の充実を図り、地域における子育て支援を推進する。 	こども未来局 運営管理課

【基本的な方向性 II】 すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
【達成度】 ほぼ目標どおり	1. 親と子のより良い関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	①妊産婦・乳幼児健康診査事業 ●妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施（助成件数：186,600件以上） ●乳幼児健康診査の実施 ●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援の充実	◎妊産婦健康診査の費用の一部助成を実施した。（助成件数：179,638件） ◎乳幼児健康診査を実施するとともに、母子保健情報管理システムを活用し、子育て家庭への的確な支援を実施した。 ◎地域の小児科や産科医療機関と定期的な連絡会等における情報交換を通じて、医療機関との連携を図った。	3	●妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施（助成件数：186,600件以上） ●乳幼児健康診査の実施 ●医療機関と連携し、健診後の要支援家庭等への支援の充実に向けた取組を推進	◎地域の医療機関とのより一層の連携と見守り支援の強化に向けた検討を進める。	子ども未来局 子ども保健福祉課
	②母子保健指導・相談事業	●思春期の心と身体健康教育の実施（参加者数：6,300人以上） ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施（両親学級参加者数：6,300人以上） ●各区における母子健康手帳の交付・相談体制の強化 ●新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施（訪問実施率：100%） ●産後ケア事業の実施（利用者数：延べ905件以上）	◎思春期の心と身体健康教育を実施した。（参加者数：6,070人） ◎各区において両親学級等を開催し、出産・育児支援を実施した。（両親学級参加者数：5,667人） ◎各区において母子健康手帳の交付・相談体制を強化した。 ◎新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問を実施した。（訪問実施率：91.5%） ◎産後ケア事業を実施した。（利用者数：延べ942件）	3	●思春期の心と身体健康教育の実施（参加者数：6,300人以上） ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施（両親学級参加者数：6,300人以上） ●各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 ●新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施（訪問実施率：100%） ●産後ケア事業の実施（利用者数：延べ905件以上）	◎乳児家庭全戸訪問事業の充実など、出産間もない時期における支援の充実に向けた検討を進める。 ◎母子保健情報管理システムを有効に活用するとともに、相談業務を推進するための人材育成を図る。	子ども未来局 子ども保健福祉課
	③健康教育推進事業	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ●学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法の検討・実施 ●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援（派遣数：6人）	◎喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育を推進した。 ◎児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を推進した。 ◎学校保健安全法施行規則の改正に伴い、定期健康診断について、実施方法の検討を行った。 ◎スクールヘルスリーダーを5校に派遣した。（派遣数：6人）	3	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ●定期健康診断の適切な実施 ●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援（派遣数：6人）	◎学校保健に係る事業は、学校保健安全法や国の規定により、着実に事業を実施していく必要があることから、引き続き、事業を継続していく必要がある。	教育委員会事務局 健康教育課
	④障害児施設事業・地域療育センターの運営	●障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行った。 ●指定障害児相談支援事業所の拡充（事業所数：2事業所指定計43）	◎障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行った。 ◎指定障害児相談支援事業所を拡充した。（事業所数：48）	3	●障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスや医療費の給付 ●指定障害児相談支援事業所の拡充（事業所数：50）	◎障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うとともに、指定障害児相談支援事業所の拡充を図る。	健康福祉局 障害計画課
	⑤発達障害児・者支援体制整備事業	●発達相談支援センターにおける相談支援の実施 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施（開催数：1回）	◎地域支援マネージャーを1名配置して、地域支援の強化を図った。 ◎発達相談支援コーディネーター養成研修を実施した。（修了者124名）	3	●発達障害者支援地域協議会の実施 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施（開催数：1回）	◎発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していく。	健康福祉局 障害計画課
	⑥特別支援教育推進事業	●特別支援教育サポーターの配置による、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実 ●小・中学校通級支援教室の課題への対応の検討（小学校言語・情緒関連：各区に設置、中学校情緒関連：市内3か所に設置） ●長期入院児童生徒への学習支援の実施 ●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援（看護師の派遣：週2回） ●専門性を高めるための研修の実施 ●支援が必要な児童生徒の指導計画となるサポートノートの効果的な活用の推進 ●こども心理ケアセンター施設内学級の開設	◎特別支援教育サポーター配置について、21,000回実施し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援を充実した。 ◎小・中学校通級支援教室の課題への対応について、検討を行った。 ◎長期入院児童生徒への学習支援を実施した。 ◎看護師訪問については、週2回（180分間）に拡充し、希望した11名に実施した。 ◎特別支援教育の専門性向上に関わる研修については、特別支援教育センターで必修研修24回、希望研修13回を開催した。	3	●特別支援教育サポーターの配置による、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実及び高等学校への配置拡充 ●検討結果に基づく取組の推進 ●通級指導教室センター的機能の強化 ●長期入院児童生徒への学習支援の実施 ●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援（看護師の派遣：週2回） ●専門性を高めるための研修の実施 ●支援が必要な児童生徒の指導計画となるサポートノートの効果的な活用の推進 ●こども心理ケアセンター施設内学級の教育の充実	◎高等学校における特別支援教育の充実について、より一層取り組んでいく必要がある。 ◎通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童の支援の充実を目的に、通級指導教室の専門性を生かした取組を推進する。 ◎医療的ケアが必要な児童生徒については、安心して学校生活を送れるよう、より一層の支援の充実に取り組んでいく必要がある。 ◎教員に対する研修やサポートノートの効果的な活用の推進については、特別支援学校地域支援部の活動を通して、具体的に進めていく。	教育委員会事務局 指導課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 ほぼ目標どおり 4 目標を下回って達成 5 目標を大きく下回って達成

【基本的な方向性 Ⅱ】 すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑦児童支援コーディネーター専任化事業	●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進（小学校79校） ●コーディネーターが中心となった適切な支援と教育の推進体制の構築	◎児童支援コーディネーターは、今年度14校増やし、79校で専任化した。 ◎児童支援コーディネーターのスキルアップと情報共有を目的として、養成研修を6回・児童支援活動推進会議を5回実施した。	3	●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進（小学校113校） ●コーディネーターが中心となった適切な支援と教育の推進体制の構築	◎児童支援コーディネーターの専任化による教育的ニーズのある児童の支援の充実については効果が検証されていることから、今後は専任化されていない学校においても同様の支援環境を整える必要がある。 ◎全ての小学校において全ての子どもが安全・安心して生き生きと活動できる学校づくりを推進していく。	教育委員会事務局 指導課
	⑧小児医療費助成事業	●通院医療費助成対象年齢の引き上げの実施（28年4月から小学校2年生→3年生） ●平成29年4月からの小学校6年生までの通院医療費助成対象年齢の引き上げに向けた検討	◎小学校3年生までの対象年齢の引き上げについて、平成28年4月に実施した。 ◎小学校6年生までの対象年齢の引き上げについて、平成29年4月に実施することを決定した。	3	●制度拡充に関する、市民に分かりやすい広報・周知の実施	◎継続して事業を実施する。	こども未来局 こども家庭課
2. 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進	①児童・生徒指導相談事業	●中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 ●各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣	◎中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づき、取組を推進した。 ◎スクールソーシャルワーカーについては、各区1名以上（8名）配置した。 ◎スクールカウンセラーについては、全中学校に配置した。 ◎学校巡回カウンセラーについては、全高等学校に週1回程度計画的に派遣した。要請に応じて小学校46校にも派遣した。	3	●中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 ●各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣	◎不登校やいじめの問題だけではなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、専門性を生かした適切な支援活動を行うためにも、現状の体制を維持する必要があると考えている。	教育委員会事務局 教育改革推進担当・教育相談センター
【達成度】 ほぼ目標どおり	②キャリア在り方生き方教育推進事業	●手引きを利用した各学校における実践の支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布・活用（全市立小・中学校で実施） ●モデル校での検証結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の実施（全校） ●保護者への啓発用リーフレットの作成・配布	◎モデル校での検証結果等を活かすとともに、手引きを利用した各学校への支援を実施し、キャリア在り方生き方教育を推進した。 ◎「キャリア・進路指導担当者研修会」における研究推進校による報告会その他、各校においても研究報告会が自主的に開催され、全市に向けて取組の周知、啓発が効果的に行われた。 ◎教員研修については、65回実施した。 ◎保護者への啓発用リーフレットの作成・配布を行った。	3	●手引きを利用した各学校における実践の支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布・活用（全市立小・中学校で実施） ●研究推進校での検証結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の実施（全校） ●保護者への啓発用リーフレットの作成・配布	◎児童生徒のキャリア発達には長期的な視点から系統的・計画的に進める必要がある。今年度実施された各学校の取組が改善・継続されるために、さらに実情に応じた学校支援と研究推進校の取組支援を継続していく。 ◎社会において高まりを見せるキャリア教育の必要性を、リーフレット等を通じて保護者に啓発し、学校におけるキャリア在り方生き方教育の実践の理解と協力を要請していく。	教育委員会事務局 教育改革推進担当
	③人権尊重教育推進事業	●人権研修の実施及び研究校への研究支援（研修参加者数：2,400人以上） ●人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料の作成・配布 ●子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習への講師派遣（講師派遣数：354人）	◎人権研修を実施した（参加者数：2,437人） ◎人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料を作成し、配布した。 ◎参加型学習については、平成27年度から新たに中学校でも開始し、平成28年度は4校で実施した。	3	●人権研修の実施及び研究校への研究支援（研修参加者数：2,450人以上） ●人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料の作成・配布 ●子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習の実施（実施校：37校）	◎これまでの取組が、市内小中学校に定着してきており、今後も現状の事業内容、事業規模を維持しながら、継続的に取り組んでいく。	教育委員会事務局 人権・共生教育担当
	④共生・共育推進事業	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定・検証	◎各学校において、「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業を実施した。 ◎年2回の共生・共育担当者研修会（4月・8月）と要請校内研修等をのべ29回実施した。 ◎研究推進校での効果測定・検証を実施した。	3	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施 ●研究協力校での効果測定・検証	◎児童生徒一人一人が充実した学校生活を送る上で、豊かな人間関係の構築は欠かせない。そのために必要な力を育むエクササイズの実践や児童生徒理解と指導を支援する効果測定アンケートは今後も重要であり、継続して推進する。	教育委員会事務局 教育改革推進担当

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 ほぼ目標どおり 4 目標を下回って達成 5 目標を大きく下回って達成

【基本的な方向性 II】 すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑤教育の情報化推進事業	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進	◎「第2期教育の情報化推進計画」として、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定した。	3	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進	◎「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」（第2期教育の情報化推進計画）をもとに、また、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化を目指していく。	教育委員会事務局 情報・視聴覚センター
	⑥多文化共生教育推進事業	●民族文化の紹介等を行う外国人市民等を講師として派遣 ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	◎民族文化の照会等を行う外国人市民等については、のべ156人の講師を派遣した。 ◎外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換を実施した。 ◎各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を実施した。	3	●民族文化の紹介等を行う外国人市民等を講師として派遣 ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	◎これまでの取組が、市内小中学校に定着してきており、今後も現状の事業内容、事業規模を維持しながら、継続的に取り組んでいく。	教育委員会事務局 人権・共生教育担当
3. 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実 【達成度】 ほぼ目標どおり	①雇用労働対策・就業支援事業	●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の実施 ●出張相談、学校内企業説明会等の学校連携事業の実施（実施数：10回以上） ●職業体験支援の実施（実施数：20回以上） （就職決定者数：210人以上）	◎「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援を実施した。 ◎学校連携事業26回実施、職業体験82回実施した。（就職決定者数269人）	3	●平成28年度の状況を踏まえた取組の推進	◎若年無業者等の職業的自立を支援するため、相談から就職まで切れ目のない就業支援を実施することで就職決定を目指すとともに、就業後も働き続けることができるよう定着支援を行う。	経済労働局 労働雇用部
	②魅力ある高校教育の推進事業	●定時制高校生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援モデル事業の実施	◎年間で35回実施した。利用者数は211人、全生徒の約60%である。延べ利用者数は2,354人で1回の平均参加者数は約67人である。	3	●モデル事業の実践を踏まえた、相談・支援等の拡充	◎生徒・保護者・市民の多様なニーズに応えるために、現状の事業内容を維持するとともに、実施学校数を増加することが必要であると考えられる。	教育委員会事務局 指導課
	③障害者就労支援事業	●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施（職場インターン：20件40人以上） ●スポーツやエンターテイメントの場における就労体験の実施（30件50人以上） ●企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施 ●職場定着プログラム（K-STEPプロジェクト）の実施	◎就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援を実施した。 ◎短期チャレンジによる職場体験を実施するとともに、短時間雇用創出プロジェクトの開始により、雇用の場の拡大を図った。 ◎スポーツやエンターテイメントの場などを活用した就労体験を48回実施した。 ◎市役所第4庁舎、多摩図書館等において、「障害者就労支援ステップアップ事業」を実施した。 ◎職場定着プログラム（K-STEP）の研修会を神奈川県と共同で実施した。	3	●継続して事業を実施する。	◎平成30年度の改正障害者雇用促進法の施行による精神障害者の雇用義務化、法定雇用率の上昇（見込み）を見据え、取り巻く環境の変化に応じて事業の手法を改善しながら、効果的な取組を推進する。	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課
	④生活困窮者自立支援事業	●「生活自立・仕事相談センター（だいいろセンター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施	◎年間で1,409人の新規相談者を受け入れた。 ◎就労支援対象者の就職率は、市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等の取組の結果、79%となった。	3	●継続して事業を実施する。	◎国において平成30年に生活困窮者自立支援法の見直しを予定していることから、法改正の動向等に留意し、相談体制の充実等に向けた検討を進めていく。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
	⑤生活保護自立支援対策事業	●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施（8か所・中学1年生から3年生）	◎実施箇所を8箇所から9箇所に拡充した。 ◎生活保護受給世帯の中学生209人の登録利用があり、うち中学3年生の利用が90人で、全員が高校等へ進学をした。	3	●市内11か所の実施に拡充する。	◎国において平成30年に生活困窮者自立支援法の見直しを予定していることから、国の動向を踏まえながら、実施体制の充実に向けた検討を進めていく。	健康福祉局 生活保護・自立支援室

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 ほぼ目標どおり 4 目標を下回って達成 5 目標を大きく下回って達成

川崎市子ども・若者ビジョン アクションプラン 平成28年度 進捗状況評価シート

【基本的な方向性 Ⅱ】 すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑥児童養護施設等運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院における社会的養護の推進 ●児童養護施設における社会的養護の推進 ●こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援及び施設内学級の設置 ●児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎乳児院において家庭的な環境のもと児童の養育を行った。 ◎児童養護施設において家庭的な環境のもと児童の養育を行った。 ◎こども心理ケアセンターにおいて心理的ケア等を必要とする児童へ支援を行うとともに、施設内学級を設置することで入所児童の状況に応じた教育を行った。 ◎児童ファミリーグループホームにおいて、家庭的養護を推進した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設（4か所）及び児童心理治療施設（1か所）の運営支援 ●乳児院の運営支援（2か所） ●地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの運営支援（9か所） ●地域小規模児童養護施設の新設（平成29年度中に1か所） ●施設等を退所する児童の自立支援の充実に向けた検討 	◎乳児院、児童養護施設等において家庭的な環境に配慮した養育を行い、社会的養護の充実を図るとともに、こども心理ケアセンターにおいて、心理的ケアを必要とする児童に対する適切な治療と養育を行う。	こども未来局 こども保健福祉課
	⑦青少年啓発活動事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●成人式サポーターグループや各種青少年団体等が企画運営した成人の日を祝うつどいの開催 ●青少年自身が同世代のふれあい・体験を目的に企画・運営した青少年フェスティバルの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◎積極的に広報活動を行った結果、成人式サポーターに昨年度と比べて2倍の12人の応募があり、当日の運営スタッフも併せ、148人がボランティアとして参加した。 ◎積極的に広報活動を行った結果、青少年フェスティバル実行委員に昨年度と比べて11人増の20人の参加があり、当日の運営スタッフも併せ、158人がボランティアとして参加した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな周知方法の検討、積極的な広報活動の実施による、青少年の社会参加の促進 	◎検討結果を踏まえた広報・周知を実施し、成人式と青少年フェスティバルの企画・運営を通じた青少年の自立に向けた社会参加を促進する。	こども未来局 青少年支援室
	⑧自治推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討・実施及び若者からの意見聴取 	◎市内の高校生を対象に若者の主体的な参加促進と若者目線で考える地域課題解決へ向けたワークショップイベントとして「川崎ワカモノ未来PROJECT」を初めて実施した。	3	●「川崎ワカモノ未来PROJECT」の継続実施	◎若者をはじめとする多様な主体による市民参加の促進に向けた取組みの実施及び検証を行う。	市民文化局 協働・連携推進課
	⑨障害者日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による支援事業の推進 ●精神障害者への地域移行支援の実施 	◎地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による支援事業を推進した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による支援事業の推進 ●精神障害者への地域移行支援の実施 	◎地域における生活の場や日中活動の場の運営支援等による支援事業の推進を図るとともに、精神障害者への地域移行支援を実施していく。	健康福祉局 障害計画課
	⑩発達障害児・者支援体制整備事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●発達相談支援センターにおける相談支援の実施 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施（開催数：1回） 	◎地域支援マネージャーを1名配置して、地域支援の強化を図った。	3	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援地域協議会の実施 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施（開催数：1回） 	◎発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していく。	健康福祉局 障害計画課
	⑪障害者社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者スポーツ大会の実施（競技数協議数：6） ●障害者作品展の開催（開催数：1回） ●障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツ振興に向けた取組の推進 	◎障害者スポーツ大会を実施した。（競技数：6）	3	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者作品展の開催（開催数：1回） ※障害者スポーツ関係は、市民文化局に移管される。 	◎障害者の創作作品を広く市民に公開することで、障害者に対する理解や自らの生きがいづくりを目的に、今後も実施が必要である。	健康福祉局 障害福祉課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 ほぼ目標どおり 4 目標を下回って達成 5 目標を大きく下回って達成

【基本的な方向性 Ⅲ】 困難を抱える子ども・若者を支援する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
1. 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援 【達成度】 ほぼ目標どおり	①児童虐待防止対策事業	●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施回数：16回以上） ●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童へのきめ細やかな対応と個別支援の充実	◎児童虐待防止センターにおける電話相談を実施した。 （相談件数：5,101件） ◎区民祭りなどにおいて啓発グッズを配布するなど、児童虐待防止普及啓発活動を実施した。 （実施回数：21回） ◎各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議において、区役所と児童相談所との情報共有と連携の強化を図るなど、要保護児童等に対するきめ細やかな支援を実施した。 （個別支援会議実施数：425回）	3	●児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施回数：21回以上） ●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童へのきめ細やかな対応と個別支援の充実	◎児童虐待防止センターにおける電話相談について継続して事業を推進し、児童虐待の予防と早期発見を強化する。 ◎児童虐待防止普及啓発活動を継続して推進し、児童虐待について意識啓発を図る。 ◎要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童等への支援の充実を推進し、地域におけるネットワークの強化を図る。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	②児童相談所運営事業	●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実	◎児童相談所において、子ども及びその家庭に対する相談・援助を実施するとともに、児童虐待に関わる相談・通告に対して、適切な対応を行った。 （相談件数：4,194件） ◎要保護児童に対する一時保護及び児童養護施設等への措置を適切に実施した。 ◎要保護児童対策地域協議会実務者会議において区役所と連携し、ハイリスク家庭の早期把握に努めた。 ◎平成28年4月にこども家庭センターの相談・支援にあたる児童福祉司を増員した。	3	●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実	◎平成28年6月に公布された改正児童福祉法に基づき、児童相談所の体制強化や支援の充実を推進する。 ◎区役所と連携しハイリスク家庭の早期把握に努めるとともに、児童相談所における一時保護や措置を適切に実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	③里親制度推進事業	●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育体験発表会及び制度説明会の開催（開催回数：3回以上） ●里親養育技術の向上のための研究会等の実施 ●ふるさと里親事業の実施（登録者数：62人以上） ●NPO法人が行う里親支援機関事業の実施	◎10月の里親月間における活動を中心として、里親制度の普及・啓発活動を推進した。 ◎里親養育体験発表会及び制度説明会を開催した。 （開催回数：5回） ◎里親養育技術の向上のための研究会等を実施した。 ◎ふるさと里親事業を実施した。 （登録者数：63人） ◎NPO法人が行う里親支援機関事業を実施した。	3	●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育体験発表会及び制度説明会の開催（平成29年度 年3回予定） ●里親養育技術の向上のための研修会等の実施 ●ふるさと里親事業の実施（登録者数：64人以上） ●他様な主体と連携した里親支援機関事業の実施	◎家庭養護の推進に向けて、里親制度の普及・啓発活動を推進し、里親制度の拡充を図る。 ◎里親の養育支援を目的として、研究会等の実施や里親支援機関事業の推進を図る。	こども未来局 こども保健福祉課
	④児童養護施設等運営事業（再掲）	●乳児院における社会的養護の推進 ●児童養護施設における社会的養護の推進 ●こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援及び施設内学級の設置 ●児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進	◎乳児院において家庭的な環境のもと児童の養育を行った。 ◎児童養護施設において家庭的な環境のもと児童の養育を行った。 ◎こども心理ケアセンターにおいて心理的ケア等を必要とする児童へ支援を行うとともに、施設内学級を設置することで入所児童の状況に応じた教育を行った。 ◎児童ファミリーグループホームにおいて、家庭的養護を推進した。	3	●児童養護施設（4か所）及び児童心理治療施設（1か所）の運営支援 ●乳児院の運営支援（2か所） ●地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの運営支援（9か所） ●地域小規模児童養護施設の新設（平成29年度中に1か所） ●施設等を退所する児童の自立支援の充実に向けた検討	◎乳児院、児童養護施設等において家庭的な環境に配慮した養育を行い、社会的養護の充実を図るとともに、こども心理ケアセンターにおいて、心理的ケアを必要とする児童に対する適切な治療と養育を行う。	こども未来局 こども保健福祉課
	⑤子ども・若者支援推進事業	●児童家庭支援センターにおける運営の推進と地域における身近な相談・支援の充実（全6か所）	◎児童家庭支援センターにおいて相談・支援を実施した。 （相談件数：2,356件）	3	●児童家庭支援センターにおける運営の推進と地域における身近な相談・支援の充実（全6か所）	◎児童福祉施設運営法人の専門性を活かし、地域に身近な立場として、様々な相談に対応する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室

【基本的な方向性 Ⅲ】 困難を抱える子ども・若者を支援する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
2. 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援 【達成度】 ほぼ目標どおり	①共生・共育推進事業(再掲)	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定・検証	◎年2回の共生・共育担当者研修会(4月・8月)と要請校内研修等をのべ29回実施した。	3	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施 ●研究協力校での効果測定・検証	◎児童生徒一人一人が充実した学校生活を送る上で、豊かな人間関係の構築は欠かせない。そのために必要な力を育むエクササイズの実践や児童生徒理解と指導を支援する効果測定アンケートは今後も重要であり、継続して推進する。	教育委員会事務局 教育改革推進担当
	②児童生徒指導・相談事業(再掲)	●中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 ●各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣	◎スクールソーシャルワーカーについては、各区1名以上(8名)配置した。 ◎スクールカウンセラーについては、全中学校に配置した。 ◎学校巡回カウンセラーについては、全高等学校に週1回程度計画的に派遣した。要請に応じて小学校37校にも派遣した。	3	●中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 ●各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣	◎不登校やいじめの問題だけではなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、専門性を生かした適切な相談活動を行うためにも、現状の体制を維持する必要がある。	教育委員会事務局 教育改革推進担当・教育相談センター
	③適応指導教室事業	●市内6か所での適応指導教室の運営による不登校児等への取組の推進 ●メンタルフレンド(ボランティア大学生)による支援・相談の充実	◎メンタルフレンドを12人配置した。	3	●市内6か所での適応指導教室の運営による不登校児等への取組の推進 ●メンタルフレンド(ボランティア大学生)による支援・相談の充実	◎現状の6か所の適応指導教室の運営を継続しながら、国の動向を踏まえ、適応指導教室の機能をさらに充実させる必要がある。	教育委員会事務局 教育相談センター
	④児童支援コーディネーター専任化事業(再掲)	●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進(小学校79校) ●コーディネーターを中心とした適切な支援と教育の推進体制の構築	◎児童支援コーディネーターは、今年度14校増やし、79校で専任化した。 ◎児童支援コーディネーターのスキルアップと情報共有を目的として、養成研修を6回・児童支援活動推進会議を5回実施した。	3	●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進(小学校113校) ●コーディネーターが中心となった適切な支援と教育の推進体制の構築	◎児童支援コーディネーターの専任化による教育的ニーズのある児童の支援の充実については効果が検証されていることから、今後は専任化されていない学校においても同様の支援環境を整える必要がある。 ◎全ての小学校において全ての子どもが安全・安心して生き生きと活動できる学校づくりを推進していく。	教育委員会事務局 指導課
	⑤海外帰国・外国人児童生徒相談事業	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ●国際教室(日本語教室)における特別の教育課程の実施に向けた検討	◎教育相談を221件実施した。 ◎帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を年2回実施した。 ◎国際教室(日本語教室)設置校12校で、特別の教育課程を実施した。	3	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会の充実 ●国際教室(日本語教室)設置校での特別の教育課程の実施	◎グローバル化の進展により、日本を訪れる外国人が増えていることから、日本語指導が必要な児童生徒は、今後さらに増加することが予測される。一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくためにも、日本語指導等協力者の派遣の充実や特別の教育課程による日本語指導の体制づくりなど、支援が必要な児童生徒の学習環境の向上に努めていくことが必要である。	教育委員会事務局 カリキュラムセンター
	⑥児童相談所運営事業(再掲)	●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実	◎児童相談所において、子ども及びその家庭に対する相談・援助を実施するとともに、児童虐待に関わる相談・通告に対して、適切な対応を行った。(相談件数:4,194件) ◎要保護児童に対する一時保護及び児童養護施設等への措置を適切に実施した。 ◎要保護児童対策地域協議会実務者会議において区役所と連携し、ハイリスク家庭の早期把握に努めた。 ◎平成28年4月にこども家庭センターの相談・支援にあたる児童福祉司を増員した。	3	●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実	◎平成28年6月に公布された改正児童福祉法に基づき、児童相談所の体制強化や支援の充実を推進する。 ◎区役所と連携しハイリスク家庭の早期把握に努めるとともに、児童相談所における一時保護や措置を適切に実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室

【基本的な方向性 Ⅲ】 困難を抱える子ども・若者を支援する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	⑦子ども・若者支援推進事業(再掲)	●ひきこもり等児童福祉事業の継続実施	◎不登校やひきこもり等の児童を対象として、個別支援活動及び集団支援活動を実施した。 (個別支援活動：235回、集団支援活動：22回)	3	●ひきこもり等児童福祉事業の継続実施	◎ひきこもり等児童福祉事業が適切に実施されるよう、児童相談所と委託先法人の連携を緊密に図り、支援の充実に努める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	⑧更正保護事業	●保護司による更生保護事業の推進 ●社会を明るくする運動の実施	◎保護司活動を通して、犯罪予防のための世論の啓発や学校・町会等との連携による地域社会の安全の推進した。 ◎川崎市”社会を明るくする運動”を通して、各種啓発活動を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進した。	3	●保護司による更生保護事業の推進 ●社会を明るくする運動の実施	◎保護司活動や”社会を明るくする運動”を通して、日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援を推進する。	健康福祉局 地域福祉課
	⑨社会的ひきこもり事業	●「ひきこもり地域支援センター」事業の継続実施 ●関係機関との連携による支援の推進	◎当事者および家族との面接や家庭訪問等を関係機関と連携しながら行った。 ◎市民向け講演会開催による普及啓発等の事業を実施した。	3	●「ひきこもり地域支援センター」事業の継続実施 ●当市におけるひきこもりの実態調査に向けた検討の実施	◎ひきこもり支援の中核専門機能の推進と、「ひきこもり地域支援センター」事業の委託化について、箇所数も含めた検討を行う。	健康福祉局 精神保健福祉センター
	⑩精神保健事業	●精神障害者の早期治療や日常生活及び社会生活(社会参加)の総合的な支援及び市民の精神的健康の増進の推進 ●保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や普及啓発活動の実施	◎一般精神保健福祉相談・高齢者精神保健福祉相談を実施した。(計月3回・相談件数253件) ◎各種精神保健福祉相談を実施した。(随時・相談実人数2,975人) ◎家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を実施した。	3	●精神障害者の早期治療や日常生活及び社会生活(社会参加)の総合的な支援及び市民の精神的健康の増進の推進 ●保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や普及啓発活動の実施	◎精神障害者の早期治療や日常生活及び社会生活(社会参加)の総合的な支援及び市民の精神的健康の増進のため、引き続き、保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施する。	健康福祉局 精神保健課
	⑪自殺防止対策・メンタルヘルス普及啓発事業	●ゲートキーパーを養成するため等市民向け講座や民間事業者や市職員向けの講座の実施(市民向け講座実施回数：3回、民間事業者向け等講座実施回数：20回) ●地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携	◎ゲートキーパーを養成するため等市民向け講座や民間事業者や市職員向けの講座を実施した。(市民向け講座実施回数：4回、民間事業者向け等講座実施回数：12回) ◎地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修と相互に連携した。	3	●ゲートキーパーを養成するため等市民向け講座や民間事業者や市職員向けの講座の実施(市民向け講座実施回数：4回、民間事業者向け等講座実施回数：12回) ●地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携	◎自己肯定感の醸成ならびに社会的承認を高める取組を行う。 ◎幼児期の環境によっては長期的に自殺リスクを高める可能性があるため、児童福祉分野との連携の強化を図る。	健康福祉局 精神保健福祉センター
3. 子どもの貧困への対応 【達成度】 ほぼ目標どおり	①子ども・若者支援推進事業(再掲)	●新たな課題・ニーズに対応した子ども・若者の居場所のあり方の検討	◎本市における子ども・若者施策の推進及び子どもの貧困対策の推進を目的として、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施した。	3	●「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究 ●子ども・若者ビジョンの見直し及び総合計画第2期実施計画への具体の事業・取組の反映	◎子ども・若者施策及び子どもの貧困対策は、保健・福祉・教育・雇用等の総合的な施策の推進が必要であることから、調査結果の分析・研究を踏まえ、庁内横断的に協議・調整を行い、具体的取組を推進する。	こども未来局 青少年支援室
	②生活困窮者自立支援事業(再掲)	●「生活自立・仕事相談センター(だいたいJOBセンター)」による生活困窮者への就労・生活支援等の実施	◎年間で1,409人の新規相談者を受け入れた。 ◎就労支援対象者の就職率は、市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等の取組の結果、79%となった。	3	●「生活自立・仕事相談センター(だいたいJOBセンター)」による生活困窮者への就労・生活支援等の実施	◎国において平成30年に生活困窮者自立支援法の見直しを予定していることから、法改正の動向等に留意し、相談体制の充実等に向けた検討を進めていく。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
	③生活保護自立支援対策事業(再掲)	●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施(8か所・中学1年生から3年生)	◎実施箇所を8か所から9箇所に拡充した。 ◎生活保護受給世帯の中学生209人の登録利用があり、うち中学3年生の利用が90人で、全員が高校等へ進学をした。	3	●市内11か所での実施に拡充	◎国において平成30年に生活困窮者自立支援法の見直しを予定していることから、国の動向を踏まえながら、実施体制の充実に向けた検討を進めていく。	健康福祉局 生活保護・自立支援室

【基本的な方向性 Ⅲ】 困難を抱える子ども・若者を支援する							
施策	推進事業	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度 評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
	④ひとり親家庭の生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者への児童扶養手当の支給 ●対象家庭への医療費の一部助成の実施 ●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施（自立支援プログラム策定件数：75件以上） ●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ●今後のひとり親施策のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎対象者への児童扶養手当の支給や医療費の一部助成を実施した。 ◎母子・父子福祉センターにおいて生活・就業相談、講習会、自立支援計画書の策定等を実施した。 ◎日常生活支援のため家庭生活支援員を派遣した。 ◎施策周知のため、支援者向け研修やメルマガによる情報配信を行った。 ◎子どもへの生活・学習支援の実施について検討した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の自立の促進に向けた、生活や就業等に関する相談支援 ●経済的支援をはじめとする各種支援の取組の推進 ●困難な状況にある子どもへの支援として、生活・学習支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ひとり親家庭の自立支援の充実に向けて、新たに始めた取組を含め、実施状況を確認しながら、今後も引き続き支援策の再構築を検討するとともに、子どもへの生活・学習支援を新たに実施する。 ◎児童扶養手当受給者を対象とした特別乗車証交付事業については、見直しの方向性を検討する。 	こども未来局 こども家庭課
	⑤児童養護施設等運営事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設退所者の自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童養護施設退所者の自立支援を実施した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●施設等を退所する児童の自立支援の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎継続して事業を実施する。 	こども未来局 こども保健福祉課
	⑥就学援助・就学事務	<ul style="list-style-type: none"> ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことによる援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給の継続 ●学齢簿のオンライン化による就学事務の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給を実施した。 ◎平成29年1月から本稼働した就学事務システム（学齢簿のオンライン化）による円滑な就学事務を実施した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことによる援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給の継続 ●学齢簿のオンライン化による就学事務の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎事務処理の簡素化・効率化・迅速化を図り、事務処理の軽減や市民サービスの向上を実現するため、平成29年1月から本稼働した就学事務システムの学齢簿情報を活用した「就学援助システム」の構築に向けた検討を開始する。 	教育委員会事務局 学事課
	⑦奨学金認定・支給事務	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校奨学金の支給による支援 ●大学奨学金の貸付・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高等学校奨学金の対象に高等専門学校（第3学年まで）と専修学校高等課程を追加及び入学支度金の入学前支給を可能とする制度改正を実施した。 ◎大学奨学金の貸付及び検討を実施した。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校奨学金の支給による支援 ●大学奨学金の貸付・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高等学校奨学金については現状のまま継続する。大学奨学金については次年度は現状のまま継続するが、国が給付型奨学金制度を設置したことや無利子貸付奨学金の募集枠を拡大する方向性が示されていることに伴い、本市の大学奨学金制度についても検討する。 	教育委員会事務局 学事課

【推進の視点】 安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る									
推進項目	重点項目	推進項目の概要	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課	
I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する	1 子ども・若者の居場所の充実	地域における子どもたちの居場所の充実	①「いこいの家」及び「こども文化センター」で平成27年度から実施している多世代交流連携モデル事業の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。 【I-1】	●多世代交流の促進に向けた、連携モデル事業の拡大及び検証（全6か所）	◎多世代交流の促進に向けた、連携モデル事業の拡大及び検証（全6か所）	3	●多世代交流の促進に向けた、連携モデル事業の拡大及び検証（全13か所）	◎地域包括ケアシステムの推進を目指し、多世代交流を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりの場や青少年健全育成の場ともなる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討を進める。	こども未来局 青少年支援室 健康福祉局 高齢者在宅サービス課
				●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討	◎懇談会及び庁内検討委員会を開催した。		●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた取組の推進	◎地域包括ケアシステムの推進を目指し、多世代交流を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりの場や青少年健全育成の場ともなる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討を進める。	こども未来局 青少年支援室 健康福祉局 高齢者在宅サービス課
			②こども文化センター、わくわくプラザにおいて様々な利用者に対応できるように職員の更なるスキルアップを図ります。 【I-1】	●こども文化センター、わくわくプラザ職員への児童心理等に関する実務研修の充実	◎こども文化センター、わくわくプラザ職員への児童心理等に関する実務研修を実施した。			◎小学生の放課後の居場所という機能に加え、乳幼児の子育て支援や、中高生の居場所づくりの場等、多世代が集う地域拠点として機能するよう、必要な支援ニーズに対応するための体制を確保していく。	こども未来局 青少年支援室
			③シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもの学習や体験活動をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進し、地域の多様な大人との関わりの中で、子どもの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性を育成します。 【I-1】	●本格実施・地域の実情に応じて柔軟に拡充（35か所程度）	◎平成27年度末の17箇所から、平成29年3月末時点で30箇所まで拡充した。		●本格実施・地域の実情に応じて柔軟に拡充（56か所程度）	◎地域の教育力向上に向けて、大きな意味のある事業であることから、更に多くの地域に寺子屋を開講することができるよう、引き続き事業を推進していく。	教育委員会事務局 生涯学習推進課
			④家庭内で基本的な生活習慣や家庭学習等の機会を得ることが困難な子ども・若者も含めた、新たな課題・ニーズに対応した居場所づくりを検討・推進します。 【Ⅲ-3】	●新たな課題・ニーズに対応した居場所づくりの検討	◎不登校やひきこもり等の児童を対象として、個別支援活動及び集団支援活動を実施した。（個別支援活動：235回、集団支援活動：22回） ◎児童家庭支援センターにおける相談支援を実施した。（相談件数：2,356件）		●検討を踏まえた対策の推進	◎ひきこもり等児童福祉事業が適切に実施されるよう、児童相談所と委託先法人の連携を緊密に図り、支援の充実に努める。 ◎児童福祉施設運営法人の専門性を活かし、地域に身近な立場として、様々な相談に対応する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	2 地域の見守り体制の強化	地域の関係団体や警察等と連携した少年の非行防止や健全育成の推進	①青少年指導員や少年補導員等の地域人材を活用した地域巡回パトロールを実施し、子ども・若者の声かけを行うとともに非行行為や犯罪の抑止効果を高めます。 【I-2】	●青少年指導員の委嘱の年齢要件の上限を新任、再任とも70歳未満に拡充	◎第27期（任期：平成28年4月～）指導員から、年齢要件を新任65歳、再任70歳未満から、新任・再任ともに70歳未満に拡充した。	3		◎青少年指導員、青少年関係団体と連携を図りながら、今後も継続して、地域社会全体で子どもを見守り、支えるしくみの担い手を育成し、青少年の健全育成を図る。	こども未来局 青少年支援室
				●地域から見えづらく入り易いと言われる「ホットスポット」等を重点的に巡回（巡回回数：月2回以上）	◎青少年指導員連絡協議会において、他都市の事例等を基に、より効果的なパトロール手法について検討し、一部の区において、実験的にホットスポットパトロール等を取り入れた取組を行った。			◎青少年指導員連絡協議会において、他都市の事例等を基に、「ホットスポット」の視点を取り入れる等、より効果的なパトロール手法について検討し、取り組んでいく。	こども未来局 青少年支援室
				●青少年の育成環境づくりに向けた取組の推進	◎各区でこども110番情報交換会を実施し、事業の周知徹底を図ったことで、市内全域で9,594施設が協力施設となった。			◎今後もこども110番事業の周知徹底を図り、地域全体の子ども・若者の育成環境づくりを推進していく。	こども未来局 青少年支援室
				●地域の多様な人材や資源を活かした地域教育会議の充実と活性化	◎51中学校区、7行政区における「教育を語るつどい」、「子ども会議」等の事業を実施した。活動の活性化に向けた研修会を検討した。			◎引き続き、地域における「教育力」の向上に向けた事業の実施に取り組んでいく。	教育委員会事務局 生涯学習推進課
				②こども110番事業を充実し、事業実施の周知を徹底することで、地域全体の子ども・若者の育成環境づくりを推進します。 【I-2】					

【推進の視点】 安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る									
推進項目	重点項目	推進項目の概要	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課	
3 安全・安心な地域環境の整備	【達成度】 ほぼ目標どおり	防犯灯・防犯カメラの設置による防犯対策の推進	①これまで町内会・自治会等が維持管理してきた防犯灯を市に移管し、一括して防犯灯のLED化を推進するESCO事業を導入することで、町内会・自治会等の負担軽減を図るとともに、防犯灯の新規設置など防犯対策を推進します。 【I-2】	●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業による防犯灯交換工事の実施	◎ESCO事業による市内防犯灯のLED化工事を開始し、約5万灯の交換工事を施工した。	3	●ESCO事業による防犯灯の維持管理の実施	◎ESCO事業による防犯灯の維持管理及び、新規設置等をおし、夜間の通行の安全を確保する。	市民文化局 地域安全推進課
			②防犯カメラの設置補助制度を創設し、防犯対策を推進します。 【I-2】	●町内会等、防犯カメラ設置ニーズの高まりに応える補助制度の創設	◎平成28年6月に補助制度を創設するとともに、ガイドラインを策定し、制度運用を開始した。	3	◎防犯活動団体による防犯カメラの設置を支援することにより、犯罪発生未然防止を図る。	市民文化局 地域安全推進課	
			③公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を推進します。 【I-2】	●施設管理用カメラの設置・管理基準に基づき試行的にカメラを設置	◎2箇所の公園にカメラを7基試行設置し、運用を開始した。	3	◎試行設置の検証に基づき事業を推進する。	建設緑政局 みどりの保全整備課	
			④安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯に対する意識の向上と体制強化を推進します。 【I-2】	●安全・安心まちづくり推進協議会によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施	◎平成28年6月に安全・安心まちづくり協議会を開催し、安全・安心なまちづくりについての情報共有を図ったほか、会員相互によるパトロールや見守り活動等の防犯活動を実施した。	3	◎地域の様々な団体と連携しながら、防犯パトロールや見守り活動等を実施し、安全・安心なまちづくりを推進する。	市民文化局 地域安全推進課	
4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進	【達成度】 ほぼ目標どおり	各種広報・イベント等を活用した児童虐待や非行防止、いじめ防止等の啓発を推進	①川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。 【III-1】	●ポスターの掲示やSOSカードの配布などによる周知	◎児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに配布し掲示を依頼した。また、市内小・中学校及び高校にSOSカードを配布し児童生徒一人ひとりに配布した。	3	◎引き続き、ポスターの掲示やSOSカードの配布などによる周知を図る。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	
			②SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。 【III-1】	●児童虐待対応ハンドブックの要保護児童対策地域協議会の運営の充実などを反映させた改定	◎改正児童福祉法等を反映させ、平成28年度内に改訂版を作成した。	3	◎法改正等に合わせ必要に応じて改定を行う。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	
			③子ども・若者の余暇活動や各種イベントを通じ、児童虐待・非行・いじめ防止について子どもや保護者等への意識啓発を図るとともに、子ども・若者同士の交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。 【III-1】	●小学生チームによるフットサル大会など、民間事業者等と協働して、啓発事業を検討、実施	◎平成28年12月17日に小学生チームによるオレンジリボン・ファミリーカップ(フットサル大会)を開催し、子ども達や保護者へ「いじめ・児童虐待防止」について意識啓発を図った。	3	◎平成28年度の実施状況を検証し、定期イベントとして推進	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	
			④情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、全ての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。 【II-2】	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進	◎研修等で児童生徒が主体的に取り組む情報モラル教育の実践(SNSのルール作り等)を紹介した。 ◎インターネット問題連絡協議会で市P協、県警等多方面と情報交換を行った。 ◎保護者向けインターネットガイド、相談カードを小学生以上の保護者に配布した。 ◎5分でわかる情報教育を配布(4月)した。	3	◎次期学習指導要領においても、情報モラルを含め、児童生徒の情報活用能力の育成の重要性がいわれている。「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」をもとに、本事業に関する取組を着実に推進していく。	教育委員会事務局 指導課・情報・視聴覚センター	

【推進の視点】 安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る											
推進項目	重点項目	推進項目の概要	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課			
Ⅱ 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する	5 専門的支援ネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止医療機関ネットワークの充実・強化	①「地域みまもり支援センター」内の各専門職が同一部署に配置された強みを活かし、多職種連携して情報共有及び組織的な対応を強化し、専門的・総合的支援を推進します。 【Ⅲ-1】	●児童虐待の基本、実践研修、アセスメント力及び関係機関連携力の強化など専門職の研修の充実	◎区役所職員向けに、「児童虐待における支援の基本」「記録の書き方」「事例検討」「ロールプレイ研修」などの研修を実施した。	3		◎引き続き研修を実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
			②各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。 【Ⅲ-1】	●学識経験者などのスーパーバイズ体制の創設	◎平成28年度から新たな取り組みとして、各区役所の要保護児童対策地域協議会に「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図った。	3	●平成28年度の実施状況を踏まえた拡充	◎スーパーバイズ体制の充実に向けた検討を進める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
			③緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の救急告示医療機関であり小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 【Ⅲ-1】	●中核医療機関共通のアセスメントシート作成等、ネットワークとしての取組の推進	◎医療機関を対象とした子ども虐待初期対応ガイド及びガイドブックを作成し、関係医療機関に配布した。	3		◎ネットワークにおける児童虐待対策の取組を推進する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
				●地域の医療機関に向けて児童虐待の共通理解を促進する啓発物の作成	◎医療機関向けの小冊子及びリーフレットを作成した。	3		◎冊子及びリーフレットの配布による児童虐待に関する共通理解を促進する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
			6 専門的な児童支援の充実・強化	児童相談所の業務執行体制の強化	①児童相談所が対応する児童虐待相談・通告件数が大幅に増加している中で、特に川崎区・幸区においては、非行や不登校の通告件数も多いことから相談援助体制を強化します。 【Ⅲ-1】 【Ⅲ-2】	●職員の増員など職員体制の強化	◎平成28年4月にこども家庭センターの相談・支援にあたる児童福祉司を増員した。	3	●改正児童福祉法に基づく体制強化に向けた取組の推進	◎引き続き、改正児童福祉法に基づく体制強化に向けた取組を進める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
						●区役所地域みまもり支援センターにおける相談部門との連携強化	◎児童相談所の係長級を対象としたスーパーバイザー研修を実施し連携強化を図った。	3		◎引き続き連携強化に向けた研修を実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	②学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。 【Ⅲ-1】 【Ⅲ-2】	●職員の増員など職員体制の強化			◎平成28年4月にこども家庭センター及び各児童相談所の相談調整担当の児童福祉司を増員し体制強化を図った。	3	●平成28年度の状況を踏まえた取組の推進	◎引き続き、体制強化に向けた取組を進める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
		●職員体制の強化を図り、学校や警察等の関係機関との連携強化を図る。			◎学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行った。	3		◎引き続き、学校や警察等との連携強化を推進する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
	③市内3か所の児童相談所間において、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。 【Ⅲ-1】	●ICTを活用した情報ネットワークの拡充に向けた検討			◎平成30年度の予算要求に向けてシステム開発に向け既導入自治体へ視察を行うなどの作業を行った。	3		◎要保護児童等への適切な支援に向け、市内3か所の児童相談所及び区役所におけるシステム化の検討を進める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室		
	児童家庭支援センターの機能強化及び増設による個別相談・指導の充実	①ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。 【Ⅲ-1】 【Ⅲ-2】			●児童家庭支援センターを2か所増設	◎平成28年5月に川崎愛園附設の「まぎぬ児童家庭支援センター」を設置し、平成28年11月に新日本学園附設の「SNG児童家庭支援センター」を設置した。	3		◎市内6か所の体制となった児童家庭支援センターにおける相談・支援の充実を推進する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	
			●乳幼児期の保護者を中心とした育児支援プログラムの実施	◎2か所の児童家庭支援センターにおいて子育てスキルアップ講座の実施に向けて検討を行った。	3		◎児童家庭支援センターにおける育児支援プログラムを推進した。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室			
			●不登校・非行傾向の予防・改善のための実効的な個別支援プログラムの実施	◎はくさん児童家庭支援センターにおいて小学生を対象としたグループ活動を実施した。また、学齢児支援に係る専門機関の連絡会を立上げ、事例検討を行い児童養護施設附設の4か所の児童家庭支援センターの役割の明確化を行った。	3		◎児童養護施設附設の児童家庭支援センターの役割に基づいて支援を実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室			

【推進の視点】 安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る								
推進項目	重点項目	推進項目の概要	平成28年度の主な取組	平成28年度の主な取組状況	平成28年度評価	平成29年度の主な取組	今後の事業の方向性	事業所管課
			●実効的な相談支援のための職員研修の実施	◎学齢児支援に係る専門機関による連絡会を立上げ事例検討会などを開催した。またペアレントトレーニングに関する研修を実施した。	3		◎学齢児支援に係る専門機関による連絡会における研修を実施する。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	複雑な背景・課題を有する非行・不登校児童等への支援の充実	①児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けて、「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」の適正な運用を図ります。 【Ⅱ-2】【Ⅲ-2】	●協定の適正な運用による健全育成の取組みの充実	◎学校警察連携制度の効果的かつ適正な運用に向けて、校長会議や児童生徒指導連絡会議等で周知を図った。また、各学校では、学校説明会等を利用して、同協定の意義や内容について保護者への周知に取り組んでいる。	3		学校警察連携制度の効果的かつ適正な運用に向けて、引き続き各学校への周知を図る。児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止のために本制度の適正な運用を推進していく。	教育委員会事務局 指導課
		②非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。 【Ⅲ-1】【Ⅲ-2】	●連携強化のための連絡会の設置に向けた検討	◎学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を立上げ事例検討会などを開催した。	3		◎学齢児支援に係る専門機関による連絡会を継続実施し、関係機関によるネットワークの強化を進める。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
		③各区役所学校・地域連携担当が長期欠席傾向のある児童生徒の状況について、校務支援システムを活用するなどして各学校と情報を共有し、登校に困難を抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、課題解決を目指します。 【Ⅱ-2】【Ⅲ-2】	●関係機関と連携して学校の取組を支援	◎ライフステージに対応した教員研修において、長期欠席傾向のある児童生徒の登校を支えるための手立てについて周知を図った。 ◎校務支援システムを活用して各学校の長期欠席傾向のある児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、登校状況の改善に努めた。	3		◎児童生徒への登校支援や社会的な自立に向けた支援について教職員等への研修を行い、課題解決を目指す。 ◎長期欠席傾向のある児童生徒の状況把握により、関係機関との連携も図られ、登校状況が改善する等効果も現れている。現状の支援体制を維持し、登校支援を継続する必要があると考える。	教育委員会事務局 指導課・教育相談センター
		④保健・福祉・教育など、子ども・若者の相談を実施している機関において、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議等を活用して、相互の連携を図るとともに、相談の充実を図ります。 【Ⅲ-1】	●子ども・若者の相談を実施している機関のネットワーク会議の充実	◎子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた子ども・若者の相談機関等のネットワークの構築に向けて、検討を行った。	3		◎要保護児童対策地域協議会などの既存のネットワーク会議等の役割分担を整理し、子ども・若者の相談機関等のネットワーク会議の設置に向けた検討を進める。	こども未来局 青少年支援室